



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 15  
10 11 12 13 14 15

始  
→

## 法隆寺大鏡第五十五集挿圖解説

- 第一、西圓堂正面  
第二、同側面  
第三、同閑伽棚

西圓堂は西室の北なる丘上に在り、一に西北圓堂と稱す。光明皇后の母君橘夫人の本願をもて、養老二年の創立に係ると云ふ。古今目録抄の所載に據れば、永承三年五月二十三日頃倒すとあり、別當記には建長元年十月二十六日西圓堂始造十一月八日棟上大工二十八人と錄せるよりすれば、永承頃倒以後久しう再興の舉に及ばずして、建長元年まで打捨ておかれしと見ゆ、此再興建築は幸に其の後何等の災厄に罹らず、時に多少の修理を加へられながら、今日まで保存せらるゝに至りしなり、其の構造形式は所謂八角圓堂にして、屋根本瓦葺、軒二重繁垂木、和様三ツ斗の斗拱を用ひ、天井化粧屋根裏、正面唐破風、造上に千鳥破風を設け、内外共に丹塗、屋上に瓦製の寶珠露盤を安す、其の唐破風付の向拜は江戸時代の補足に係れりと雖も、圓堂其のものは實に建長再興の構造と形式とを存し、記實を更に明かに證明するものと云ふべし、傍に閑伽棚あり、閑伽献花を調理する所、本堂より後の建築なりと雖も、一顧に倣せざるにあらず。

### 第四、第七、西圓堂

#### 乾漆藥師如來坐像

面長二尺八寸

幅六尺二寸五分五釐高八尺一寸七分

佛像形刻を材料より觀て、脱空乾漆と稱せらるゝ最大の者を求むれ

ば、西圓堂の本尊と唐招提寺金堂の盧遮那佛とを擧げざるを得ず、乾漆の製法より見て、其の發達の順序を云ふ爲するものあれども、純粹なる乾漆法より云へば、幾枚かの麻布を重ねて、漆と其の固着力及乾燥と取扱とに便ならしむる他の副用材料との混和によりて、之を貼り固めて立體の形像に仕上ぐる目的とするを以て、其の形像

の堅に長き立像なると、横に廣き坐像なると、また其の大小の關係より推究して、或は脫空の稱の通り、真空の者として作られ、或は全形を支持すべき中心の枠組を必要とするに至り、枠組もまた外形との關係上、精粗の差を生ずるが當然なれば、此の中心枠組の有無並に其の精粗に因りて、乾漆發展の徑路を説明するの準據とせむとするが如きは、決して首肯すべからざることとす、唯大乾漆像を造る場合に在りては、其の原型たるべき塑像と分離せられ、單に乾漆像として獨立せらるべき時に於ける用意に備ふべき種々の條件の必要とせらるゝを以て、其の技術の完全に遂行せられたる時は、則ち乾漆法の最も熟達せる作品の現出時代と謂はざるを得ず、換言すれば大乾漆像には周到なる注意と特別の困難との伴ふを常とするを以て、善く注意して其の困難に打勝ち、最後の目的に到達し得らるゝ迄になれる時代は、則ち其の最上發展地と云ふに外ならざるなり此意義よりすれば西圓堂本尊を以て、乾漆法熟達の時期に成り、また能く之を現實に證明するものと云ふべし、像は中心に木材を縱横上下幾段にも架け渡して組上げたる枠によりて支へられ、かばかり巨大な像を以てして、材料の取扱に殆ど不均衡の點なき迄、齊整して造り上げられる技巧を賞讃せざるを得ず、臺座の制は實に本像

獨特にして、所謂裳懸座たりと雖も、古くは其形長方形なるが多く、時には蓮花座に之を加へたるを見るのみにて、いまだ八角形にして、花足を有するものを見ず、これ恐らくは堂の八角形なるに適合せしめたるもの、建長以前否創立當時の本堂形式また今日に見ると同じく、八角圓堂なりしを推定し得らるべし。此裳懸座の中心に大寶鉢形あり、四面に藻文を彫出す、其の座となるべきものに反り花形を廻らし、反り花も裳懸座の花足も俱に八ツ花形の受板の上に安んぜらる、次に框座二段、最下に香狹間付の承盤あり、寶鉢形の藻文、框座縁の刻文等皆奈良朝の造像に數々見る所に係り、花足の制は御府正倉院の器財に其の類例甚だ多し、光背は普通の二重光と異りて、上半は心臓形の中に圓形光心あるものにして、殆ど下半と獨立し、完全なる光背となり、下半は倚屏の變形にして、上半と諧調をとるべく附加せられたるに過ぎざるの觀あり、思ふにこれ形式として後の二重光の先驅を爲すものにあらざるか、上下の光心に七佛藥師を配し、圈外に千體藥師の小像を附す、これまた藥師の光背として其の比を見ざる様式なり、臺座光背俱に木造にして、或は漆箔を用ひ、或は髹漆のみを施せり、

文あるもの四面をとりて、本集に收めたり、第七圖に出せる蓬萊文様のものは、其の光面に墨もて、

上あり、第八圖の如ニ

應永廿四年

七月八日

奉  
施  
人

西廡堂

永享本

十三  
四  
五  
甲

延德三年

とおり 著墨書なり 此等の文意よりすれば 所屬立體の何なるか

しを證すべし、鏡は夙に神明の體として尊崇せられ、これを奉納するに止まらず、御玉體として神殿の御案の上に憑けられ、或は此御

但し、他們の見出する算式は、殆ど異なり、

れしき、若くは修理解體の際に於てせらるゝを常とす、第七圖に

本尊造立當時に奉納せられしものたること疑ふべからず、先年同像修理の際發見せられ、撮影しづけるものに由りて之を復寫せるなり修理成ると共に再び寺内に安置られ、今や容易に見るに止むはず

第十、西圓堂 悔過板

西圓堂に於て施行せらるゝ法會に修二會あり、毎年二月に修するを以て新くは名づけらる、其の蓋寫は寺要日記に據れば、

弘長元年辛酉二月八日始之施主十人皆堂家今勸進衆彼末流也今八六

とあり、明くる二年より二月八日を、同勤日に改め、三日間勤行の

定めとなし、爾來相傳へて今に同堂に舉行せらる、これ偏に禮佛儀

帳の紙に書きたるを読み上げしが、今は木板に其の文を彫りたるを

前に掛へて神れすること、なれり。其の制何れの時より起れるかは

れざるにあらず、圖示せるもの即ち其の悔過板にして、表面は一部

南無諸大菩薩摩訶室韋陀天長是三

賢聖普爲四恩三有法界衆生永斷除三障

大小讚海文

嘉曆元年  
歲次  
十二月  
日

別に注することゝせり、尙ほ其の裏面にも圖示せる如く

御行畢富賦リテ後大鼓學衆方末ヨリ六人ハ金剛鈴振役第七萬日大  
鼓打役亂聲七度之後鬼三人毘沙門一休持堂内ニ入テ三遍走廻テ出堂  
庵室ヨリ出作法在之

とあり、二月三日結願の晚六時悔過の法要終りて、太鼓錘鼓各七度  
半うち鳴せば、鬼三人と毘沙門天に打扮せしもの、堂の北面より現  
はれ出で、東より南、南より西へと、堂を三周しての所作を追懺會  
とは稱するなり、其の時使用せらるゝ扮裝の假面は即ち圖示せるも

奉施入 法隆寺西圓堂悔過帳

右未施入如件

ムラの文ありて、悔過板の施入

卷之五十一

第十一、西園堂

四二分幅九寸高八八分寸

三藏沙門彌七才

要日記修二會の條に

詩經國風卷五十一

三才圖會

鼓打役亂聲七度之後鬼三人跑

卷之三

うち鳴せば、鬼三人と毘沙門

は解するなり、其の寺吏用せ

11

のにして、父鬼面は黒色、母鬼面は青色、子鬼面は赤色、父は斧を執り、母は棒、子は剣を持ち、毘沙門は鎧を手にして之を追拂ふ身振をなしつゝ後より進む、父鬼先づ壇上に現はれ斧を研ぐの意をなし、次て母鬼立ち出て棒を突立てゝ見得を切り、子鬼之に續き剣を揮ふて勇威を示す、各々其所作を終れば、渡されたる松明をとり、持物もて之を振り飛ばす、斯くて毘沙門と共に堂の八角面を一間おきに四面に立ち、前述の所作を繰返しつゝ堂を三巡して其式を終るなり、此法の起れるは修二會と同時となるべければ、假面の製作年代も寺傳源賴朝の寄進といへどもまた略弘長頃として不可なるべし、唯毘沙門面のみは、より古く傳來せるものを、其儀裝用することなりしが、明治の初め御府の有に歸するに及び、発見面の如きものを補足して、今日まで其の用に充て来れり、圖を見て之を他の鬼面と比較せば、本來同種のものにあらざること自ら明かならむ、追儻の法もとは堂内を三周せしが、何時頃よりか、堂外に於てすることとなり、之を奉仕する人々も始は堂僧の役なりしが、享保頃より法起寺の裏手の村に住める本寺の被官勤仕する定めとなり、今皆其の制に従へり、

第十三、第十四、御物木造著色伎樂面高七寸五分

此面即ち古來追儻會の毘沙門天面とし知られたる者なり、往昔寺後の山上にて偶然發見せられしを以て、天降り面として傳へらる、其の様式は顔面のみならず、頭をも差入れて被るべき形なれば、伎樂面と同一なりと謂ふべく、其の眼逆立ち、鼻梁顎と直に相通して鋭く隆まれるも、亦た伎樂面と其の趣を同うすとせざるを得ず、天平十

九年の本寺資財帳には伎樂面壹拾壹具として、師子師子子治道吳公等の名を舉ぐれども、伎樂面の名の知られたるもの少く、其の知られるは一見それと看取せらるゝもののみなれば、果して此面に該當すべき命名の存否如何をも知り難きを遺憾とす、前に云へる如く天降り傳説を有し、當然資財帳以前の製作に係れるものなれば、存在して錄せられざる所以あるべくもあらねど、錄せられたりとて其の名の知られざる限り、直にそれと符合せしむるを得ず、或は傳説の如く賣舟帆以後に收拾せられ、錄せらるゝに及ばずして已みぬか、之を推究するに便なきを苦む、而は剥落して原色を明かにし難く、其の前立裝飾は銅鍍金なり、この金物の文様よりするも、資財帳以前のものたること疑ふべからず、とにかく其名を斷言すること能はずと雖も、夙に本寺に傳存せられ、毘沙門天面の名を以て使用し來れるものにして、其の様式と特徵に伎樂面たるを現はしながら、同面中に在りて最も端最なる神將の像を存するものと云つて可なり、

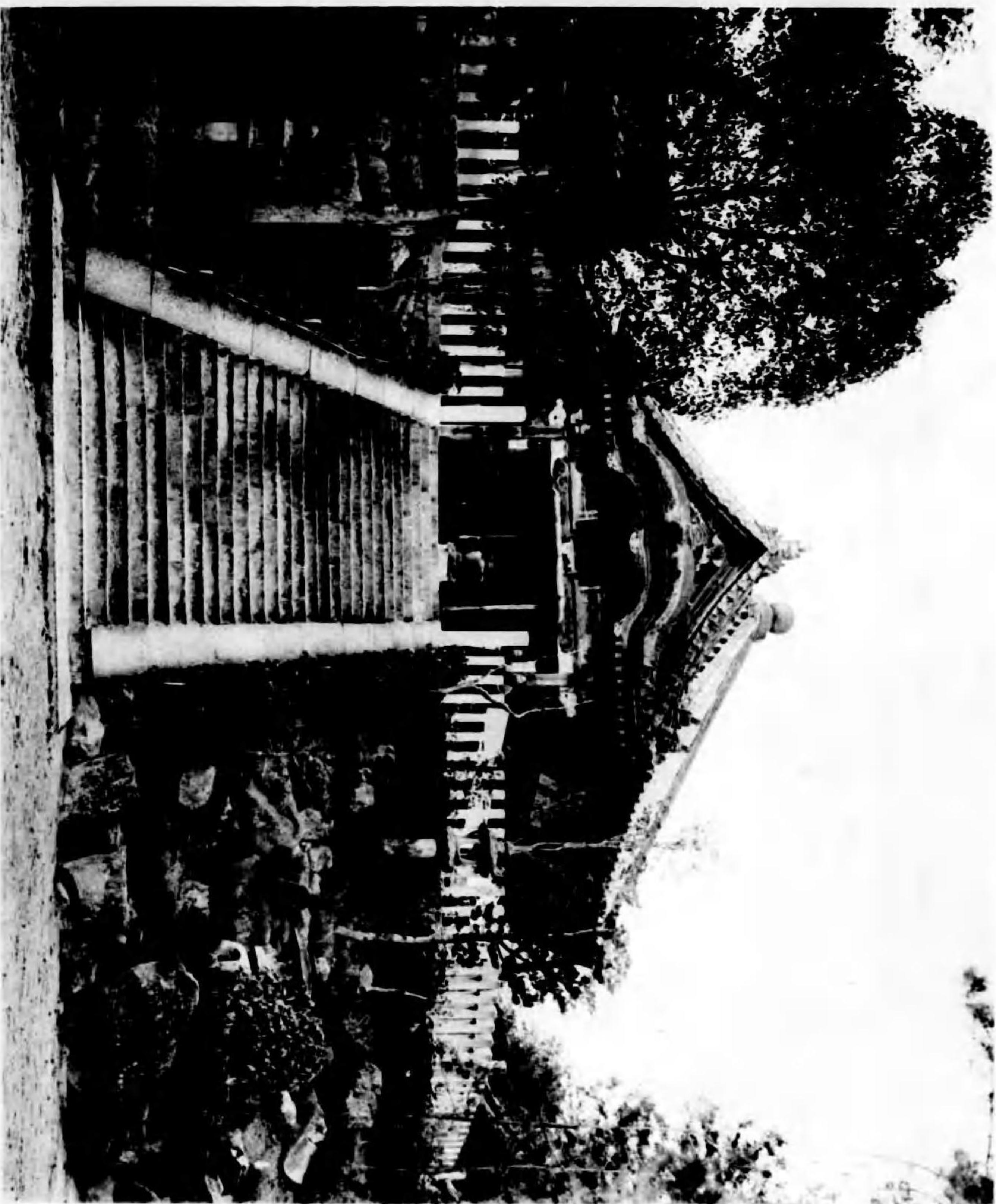
第十五、御物 槌製金銅諸尊像高九寸八分幅六寸一分

第十六、同 同 二尊像真大

第十七、同 同十一面觀音像高九寸三分幅六寸三分

銅の薄板より形相を叩き出して造れるものは、天平資財帳に所謂押出銅像にして、鍍金を施せるものは、上に金泥の二字を加へて稱せらる、一面獨尊なるあり、數尊なるあり、圖に示せるは其例證とすべし、資財帳には千佛の多きを數ふるものを載せたり、其技の練熟して得んと欲する所、手に從ふて苦も無く拈出せられたる時代あり

しを想見するに足る、第十五圖は殘破の餘と雖も、頭髮眉目よりして光背の燐光に至るまで、歴々之を辨すべし、左右の菩薩形は觀世音か、中央の三尊同様なるは阿彌陀如來か、何の典故に依りて斯る諸尊の聚會を企てしかを知らざれど、奈良朝以後の製作に係らざるは、説明を要せざるべし、第十六圖は兩尊の何たるかを明かにせず、樣式所謂朝鮮風を存し、蓮花座の扁平にして比較的巨大なるなど、技巧いまだ發達の途に在るものゝ如し、從ふて製作年代としては、前者より古きを思はしむ、第十七圖の十一面觀音像は本面を併せての十一面にして、頗る希有の像とすべし、其の光背の田字形文様、左右に伸び立ちたる蔓草文様の如きも、餘り類例を見ざる意匠なり、十一面像として、恐らく本寺の壁畫に次ぐべき時代のものと思はるれど、裳の中央に疊まれたる襞線には、平安朝初期の一木造像に通有なるものあるを認めしめざるにあらず、資財帳載する所の押出像三具あり、現存する所御物を併せて十面を數ふるを以て、其の何れが資財帳中のものたりしを判するに苦む、唯資財帳以前に於て、其技の盛んなりしを推察するに過ぎざるのみなり、





高  
士  
圖



雨露閣 案語

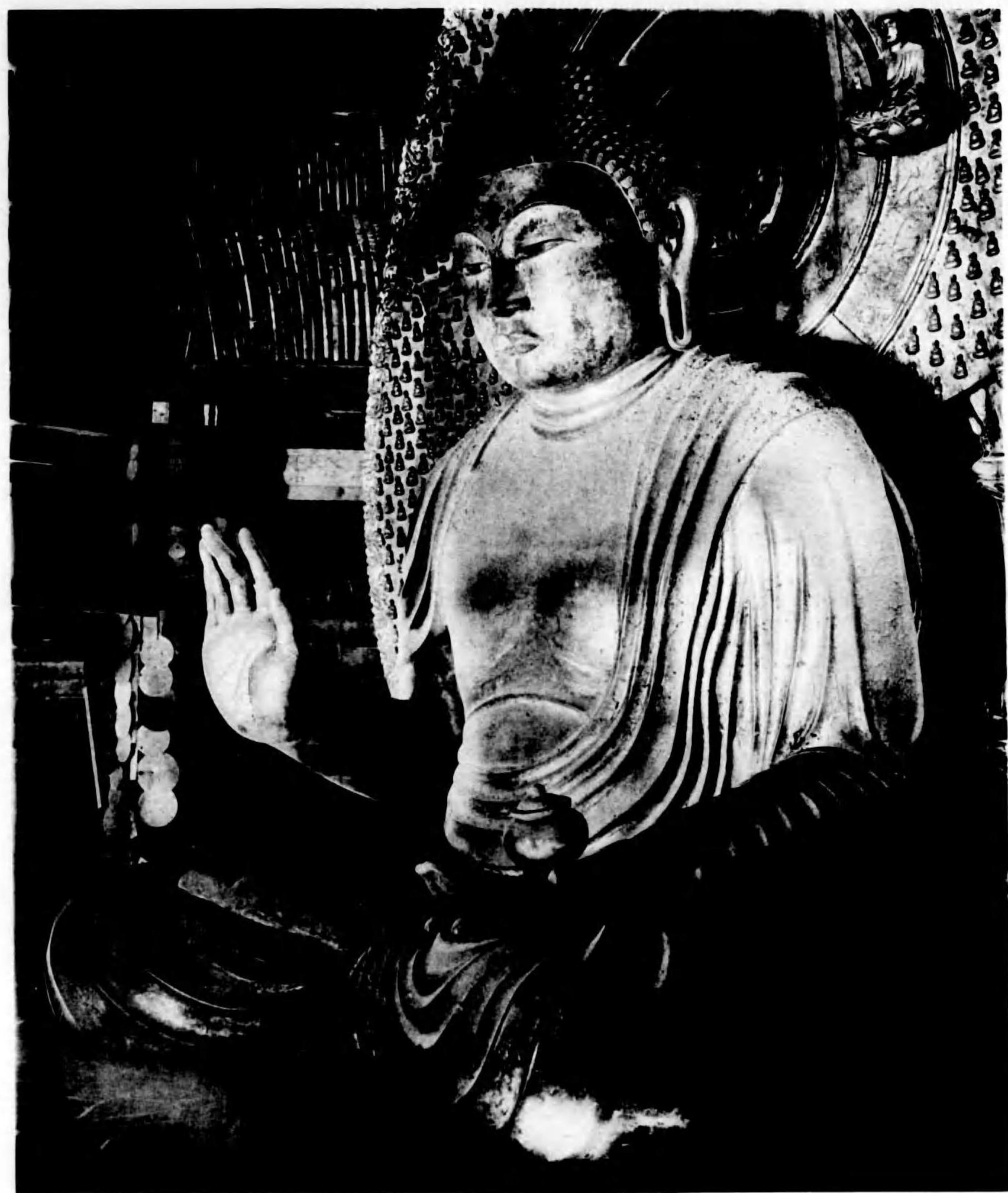
雨露閣

第五十四集



西夏文

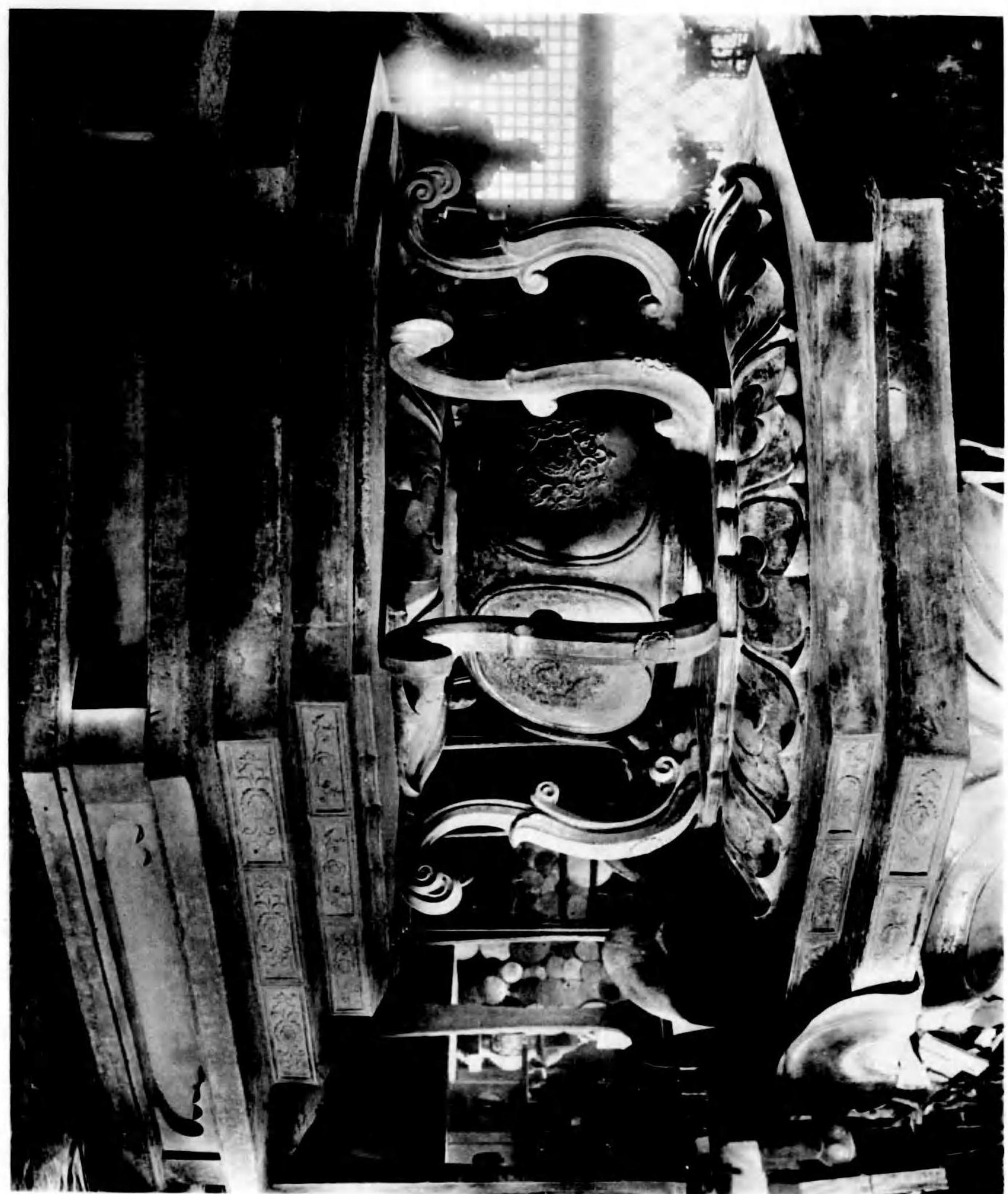
西夏文



(3) 雷崇永和師崇作泥塑本 空相面



像聖坐如師樂漆光背本 望誠西



讀書

鏡

是內府掌管鑄造等事項之官

圖書之類



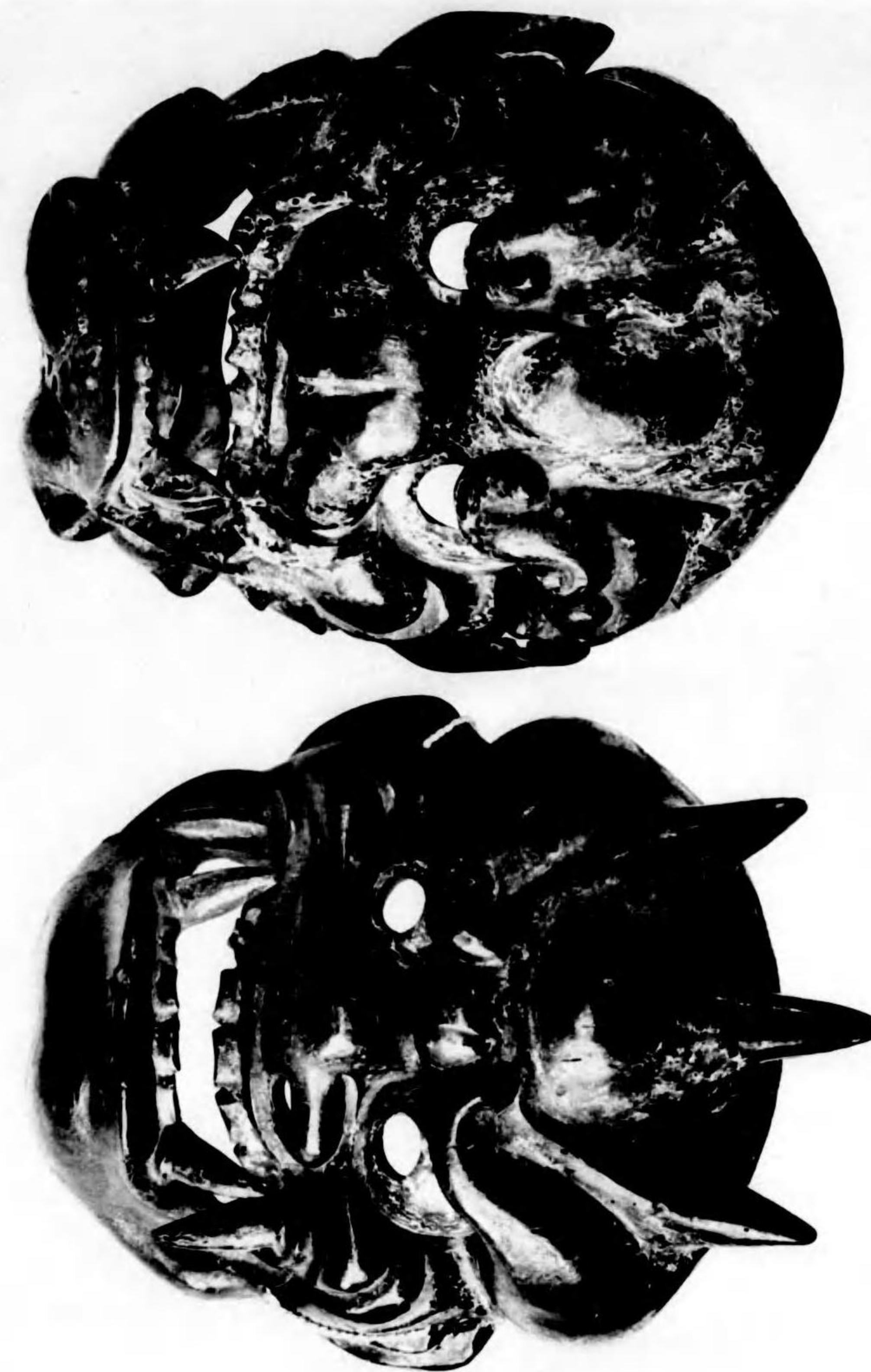


鏡圖



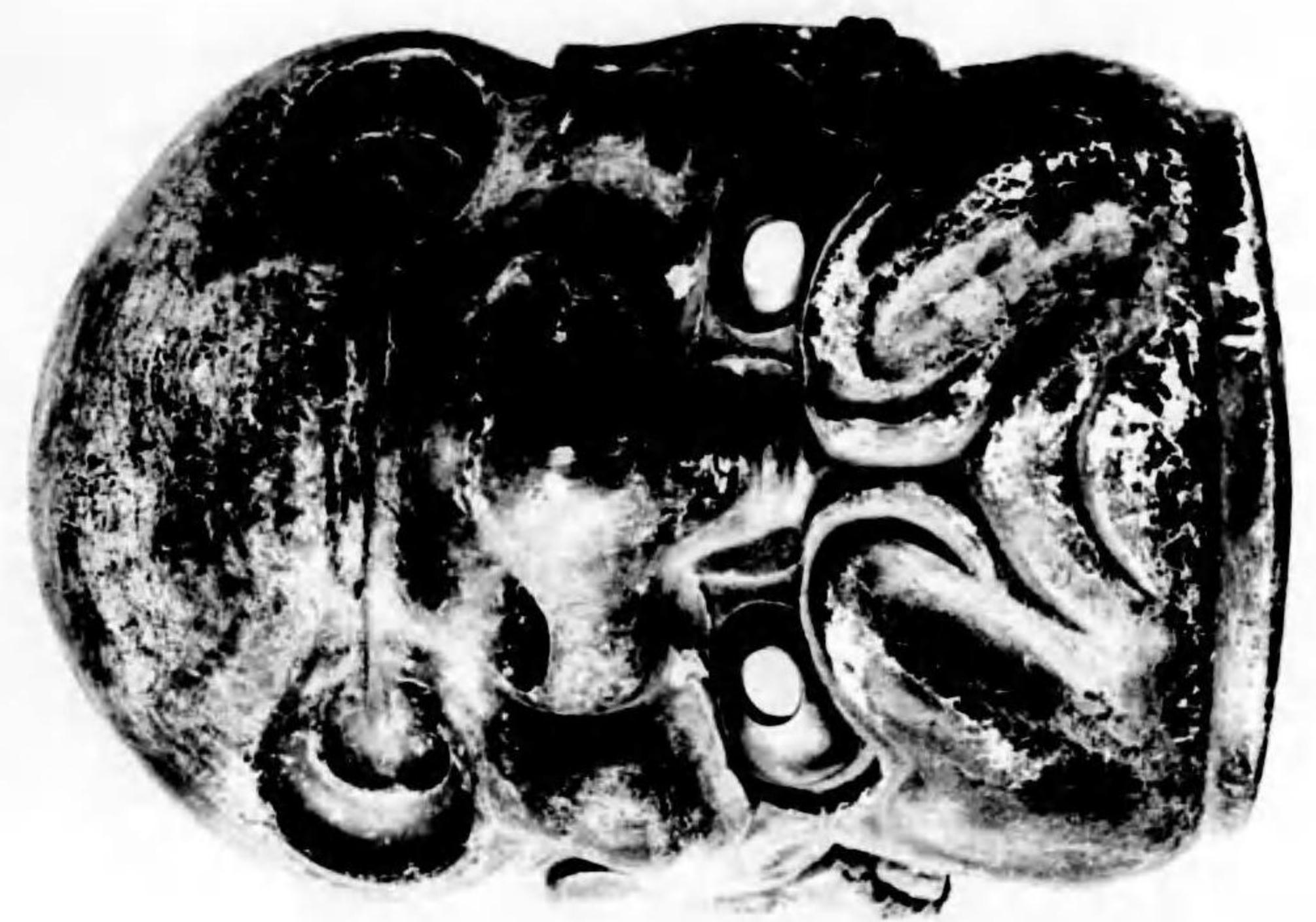
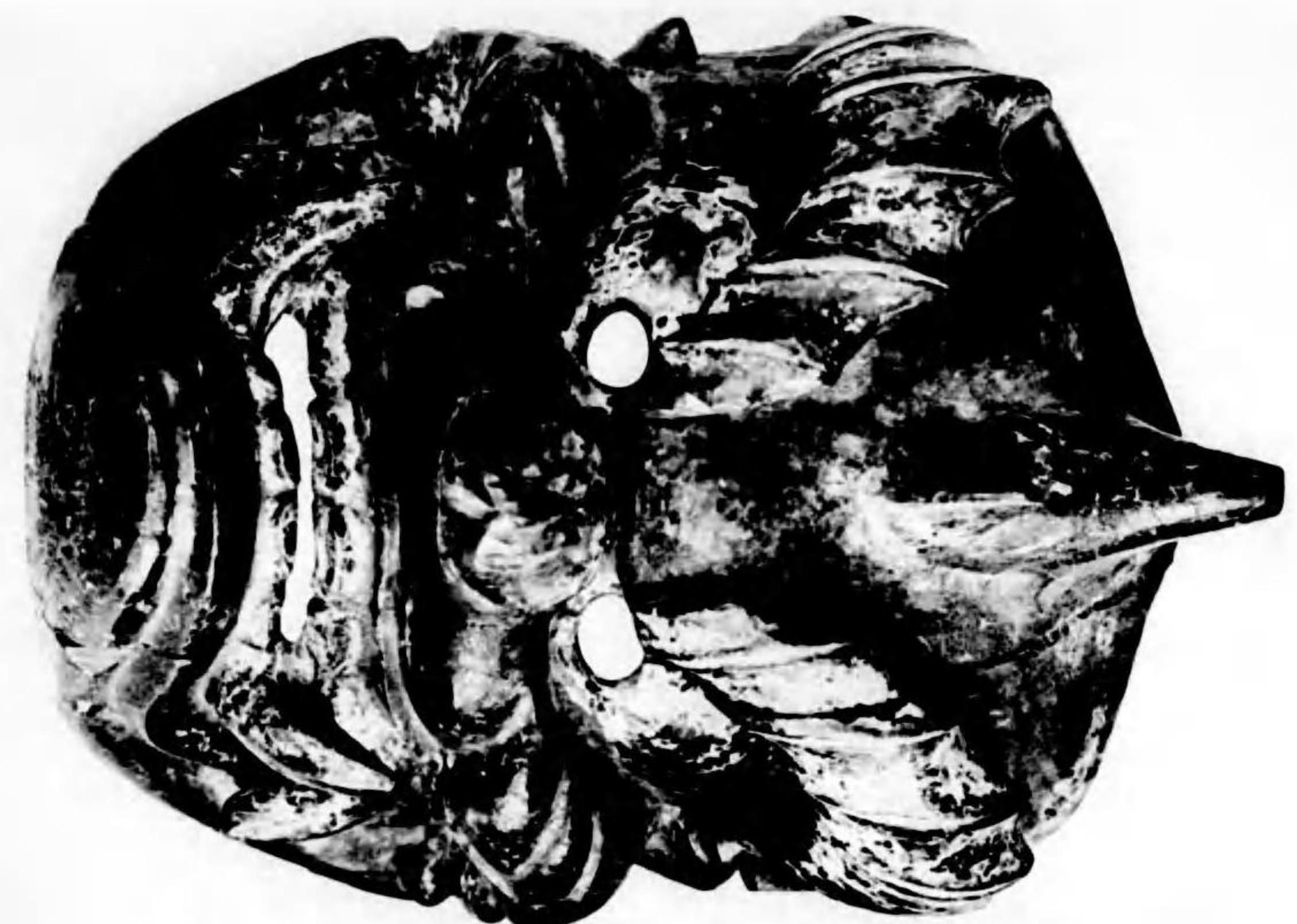
譜  
記

卷之三 藝術造詣



卷之三

(上) 銀盤(色石) 長方  
盤面内



三種  
種



二一四「荷天門沙里傳」面娘伎色着那木 物頭





《函天门神图》面塑模色看本——狗神

卷之四十一



燒鹽加西鹽

作標題金錢題一物題



大吉

像佛頭金製物



摩音觀音  
三十銅金製造 物即

藏經圖書館

大正七年五月廿五日印刷

大正七年五月三十日發行

大和國法隆寺藏版  
東京美術學校編輯

發行者 東京市下谷區上根岸町百音二番地  
印刷者 東京市下谷區中根岸町六十八番地  
印刷所 東京市下谷區中根岸町六十八番地  
墨彩堂

終